

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年7月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600038 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600049 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 29 日の標準賞与額を 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 12 月

A社から請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が提出した預金通帳（写）、複数の同僚の回答及び元従業員の賞与に係る明細書（写）から、請求者は、平成 15 年 12 月 29 日に 7 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（350 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいかが低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、請求者が提出した預金通帳（写）及び元従業員の賞与に係る明細書（写）から推認でき

る厚生年金保険料控除額から、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②から④までについて、元従業員の1名は「賞与は、全て振込だった。」と回答しているところ、請求者が提出した預金通帳（写）に当該期間の賞与が振り込まれた記録が無く、事業主からも回答を得られないことから、当該期間に賞与が支払われたことを確認することができない。

また、請求者が提出した給与支給明細書（写）及び預金通帳（写）の振込額から算出した平成17年分及び平成18年分の給与支払金額及び社会保険料額は、平成18年度及び平成19年度の市民税・県民税課税証明書に記載されているそれぞれの金額と一致していることから、請求期間②から④までの賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②から④までにおける厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600026 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600050 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 25 日

年金事務所から、請求期間の賞与に関する確認依頼通知があつたため、「普通預金（兼お借入明細）」を調べたところ、当該期間の給与入金額が、他の月の給与入金額に比べて約 10 万円多いことが判明した。この 10 万円は、A 社から「社内インセンティブ」という形で私独自に支払われていたものであり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準賞与額の記録の訂正を求めている。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社は、平成 21 年 12 月に解散し、平成 23 年 9 月に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役に照会をしたもの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元従業員は、「A 社において、賞与は、「半期インセンティブ」という名目で支給されていた。」と回答しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料によると、請求者の当該期間に係る「半期インセンティブ」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A 社が加入していた B 健康保険組合から提出された「適用台帳」によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

加えて、請求者が、平成 17 年 2 月 25 日に、A 社から約 10 万円の社内インセンティブが請求者独自に支給されたと主張していることについて、同社の元代表清算人は、「請求者に係る資料によると、同日に「紹介インセンティブ」を 10 万円支給している。「紹介インセンティブ」とは、客を紹介した従業員に対して年 3 回を限度に特別支給していたものであり、賞与には該

当しない。」と回答しているところ、請求者は、「請求期間当時に、勤務先施設へ入居者を紹介したことにより、紹介インセンティブが10万円支給されたことを記憶している。」と陳述している上、元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料の「厚生年金保険料」欄には、請求者の当該期間に係る標準報酬月額に基づく適正な金額が記載されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。